

都市整備局「週休2日制確保試行工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

そこで、平成30年度より現場閉所で週休2日を確保する取組を試行してきたところである。しかしながら、休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等で「現場閉所」が馴染まない工事もあることから、新たに技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日制交替制工事」（以下「交替制」という。）を導入し、試行を継続する。

本要領は、「完全週休2日制」の確保を目標に試行する「週休2日制確保試行工事」（以下「試行工事」という。）の実施の流れ及び提出資料等を定めたものである。

2 試行対象工事

土木工事及び土木設備工事を対象とする。なお、休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等で「現場閉所」が馴染まない工事は、「交替制」の対象とできる。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間（現場閉所においては、本要領3（1）②参照、交替制においては、本要領3（2）②参照）が1カ月（約30日）未満の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれている工事
例① 供用時期が公表されている工事
- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事
例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事
例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

また、受注者が試行工事を希望しない場合は、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事などが開始される）日（以下、現場着手日という。）までに、希望しない理由を付して発注者に報告する。（別添1参照）

3 週休2日の考え方

(1) 現場閉所

①週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{*1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間

のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

③現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

④4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（2）交替制

①対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②対象期間とは、対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

③技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

④施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

⑤4週8休以上とは、対象期間内に現場で従事したすべての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（3）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所日数または休日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、平成30年8月13日付（30都市総技第163号）及び令和3年2月16日付（2建総技第571号）の通知文のとおりとする。

4 工期の変更

工期の変更の理由が以下の（1）～（3）に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

（1）契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合。

（2）工事中止や工事一部中止により、全体行程に影響が生じた場合。

（3）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合。

5 積算方法

（1）書類作成費用

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は現場閉所率に応じて補正する経費又は休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

（2）現場閉所の経費の補正

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率^{※2}21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上

分)に計上される単価のうち労務費、機械損料、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。

※2 現場閉所率の算出については、別添6を参照されたい。

①4週8休以上(現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上)

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満)

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満)

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

④市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

(工種ごとの数値は、4週6休以上4週7休未満、4週7休以上4週8休未満、4週8休以上の順に、それぞれの補正係数)

・ 鉄筋工	1.01, 1.03, 1.05
・ ガス圧接工	1.01, 1.02, 1.04
・ インターロッキング工(設置)	1.00, 1.01, 1.02
・ インターロッキング工(撤去)	1.01, 1.03, 1.05
・ 防護柵設置工(ガードレール)(設置)	1.00, 1.01, 1.01
・ 防護柵設置工(ガードレール)(撤去)	1.01, 1.03, 1.05
・ 防護柵設置工(ガードパイプ)(設置)	1.00, 1.01, 1.01
・ 防護柵設置工(ガードパイプ)(撤去)	1.01, 1.03, 1.05
・ 防護柵設置工(横断・転落防止柵)(設置)	1.01, 1.03, 1.04
・ 防護柵設置工(横断・転落防止柵)(撤去)	1.01, 1.03, 1.05

・防護柵設置工（落石防護柵）	1.00, 1.01, 1.02
・防護柵設置工（落石防止網）	1.01, 1.02, 1.03
・道路標識設置工（設置）	1.00, 1.01, 1.01
・道路標識設置工（撤去・移設）	1.01, 1.03, 1.04
・道路付属物設置工（設置）	1.00, 1.01, 1.02
・道路付属物設置工（撤去）	1.01, 1.03, 1.05
・法面工	1.00, 1.01, 1.02
・吹付砕工	1.01, 1.02, 1.03
・鉄筋挿入工（ロックボルト）	1.01, 1.02, 1.03
・道路植栽工（植樹）	1.01, 1.03, 1.05
・道路植栽工（剪定）	1.01, 1.03, 1.05
・公園植樹工	1.01, 1.03, 1.05
・橋梁用伸縮継手装置設置工	1.00, 1.01, 1.02
・橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.01, 1.02, 1.04
・橋面防水工	1.00, 1.01, 1.02
・薄層カラー塗装工	1.00, 1.00, 1.01
・グルーピング工	1.00, 1.01, 1.01
・軟弱地盤処理工	1.00, 1.01, 1.02
・コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	1.00, 1.01, 1.01
・硬質塩化ビニル管設置工	1.01, 1.02, 1.03
・リップ付き硬質塩化ビニル管設置工	1.01, 1.02, 1.03
・砂基礎工（人力施工）	1.01, 1.03, 1.05
・砂基礎工（機械施工）	1.01, 1.03, 1.05
・碎石基礎工（人力施工）	1.01, 1.03, 1.05
・碎石基礎工（機械施工）	1.01, 1.03, 1.05
・組立マンホール設置工	1.01, 1.03, 1.05
・小型マンホール工	1.00, 1.00, 1.01
・取付管およびます設置工（ます設置工）	1.00, 1.01, 1.01
・取付管およびます設置工（取付管布設及び支管取付工）	1.00, 1.01, 1.02

（注；現場閉所率が 21.4%（4 週 6 休）未満となった場合は、上記の補正は行わない。）

（3）交替制の経費の補正

休日確保状況が 4 週 6 休以上（休日率^{*3}21.4%以上）の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する。（補正係数は下記のとおり）

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物

価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

①4週8休以上（休日率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・現場管理費率 1.03
- ・労務費 1.05

②4週7休以上4週8休未満（休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・現場管理費率 1.02
- ・労務費 1.03

③4週6休以上4週7休未満（休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・現場管理費率 1.01
- ・労務費 1.01

注1 労務費分が明らかになっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注2 休日率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

※3）休日率の算出については、別添7を参照されたい。

6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所または技術者及び技能労働者の休日率を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

発注者は、本要領2により試行工事を選定した場合は、当初設計時に4週8休として経費の補正を行ったうえで、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2参照）。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、速やかに経費の補正分を減額する設計変更を行う。受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

(3) 試行工事施工時

- 1) 受注者は、別添3を参考とし、広報板に「週休2日制確保試行工事」であることを記載する。
- 2) 現場閉所の場合、受注者は、工事着手後、別添4を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下、計画書という。）を発注者へ報告する。報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都都市整備局）統一26様式（以下、統一26

様式という。)とする。

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には現場着手日を明示する。

また、交替制については、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施行体制の内容や休日確保状況の証明方法を明記した計画書（以下、交替制計画書という。）を発注者に提出する。報告様式は現場閉所と同様とする。

- 3) 発注者は、現場閉所の計画書の報告を受けた場合は、現場閉所の計画を確認する。また、交替制計画書の報告を受けた場合は、その計画を確認する。
- 4) 受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添5を参考とし「現場閉所届(休工届)」を発注者へ提出する。発注者は「計画書」をもとに、計画的に現場が閉所されているかを確認する。ただし、休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」（統一24様式）が提出されていない場合は、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

(4) 試行工事完了後

①現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添6を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は、統一26様式）。

②交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を、別添7を参考に作成し、発注者へ報告する。（報告様式は「統一26様式」） 休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また、休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果、または交替制の場合は休日率の実施状況に応じ、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に設計変更を行う。

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届（休工届）」又は「交替制計画書」をもとに組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場開所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- (4) 当面の間、土木設備工事は、土木工事と土木設備工事（電気）とを合併起工する場合、両工事の直接工事費を合算し、土木工事の間接工事費の基準を用いて積算する場合のみを対象とする。
- (5) 当面の間、単価契約工事は、試行対象工事の対象外とできる。

9 適用

令和3年6月1日起工（決定日）案件の工事から、原則として、適用する。
ただし、交替制に関する規定は、令和3年7月1日起工（決定日）案件の工事から適用する。
また、別添6は、令和3年4月1日以降施工中の工事に用いることができる。

(参考) 休日について

○東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)